

筑波教育学研究

第 7 号

2009年3月

筑波大学教育学会

目 次

〈投稿論文〉

米国のハイスクール職業教育改革における学校訪問評価の特徴

—職業教育改善計画への評価結果の活用に焦点をあてて—

…………… 石 嶺 ちづる 1

タイと日本における小学校の学校評価の実施状況

—校長を対象とした調査結果の比較分析から—

…………… スウィット・カンヘー 15

〈筑波大学教育学会第7回大会公開シンポジウム〉

『教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割』

オーガナイザー

「教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割」

シンポジウム概要 …………… 井 田 仁 康
木 村 範 子 37

シンポジスト

教員免許更新制について—一国の全体的な状況から—

…………… 宮 内 健 二 39

教員免許更新制と茨城大学 …………… 白 井 誠 41

東京学芸大学における教員免許更新制への取り組み

…………… 葉 養 正 明 45

筑波大学の「教員免許更新制講習試行」への取り組み

…………… 手 打 明 敏 47

コメンテーター

教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割

…………… 谷 川 彰 英 49

公開シンポジウム「教員免許更新制と大学および
大学附属学校の役割」（コメンテーターとして）

…………… 小林 汎 51

〈研究動向〉

国際理解教育における近年の研究動向

—日本国際理解教育学会の研究活動を中心として—

…………… 嶺井 明子 53

〈書評〉

高橋 勝著

『経験のメタモルフォーゼー〈自己変成〉の教育人間学—』

…………… 金田 健司 69

浜田博文著

『「学校の自律性」と校長の新たな役割

—アメリカの学校経営改革に学ぶ—』 …… 西 穰 司 77

〈図書紹介〉

小島弘道編

『時代の転換と学校経営改革

—学校のガバナンスとマネジメント—』 …… 大谷 奨 85

谷川彰英編

『日本の教育を拓く

—筑波大学附属学校の魅力—』 …… 青木 猛 正 91

桑原 隆編

『新しい時代のリテラシー教育』 …… 石田 喜美 97

田中統治・庄司一子・浜田博文著

『学校教育論』 …… 窪田 真二 105

学会彙報（平成20年1月～12月）	109
筑波大学教育学会会則・諸規定（抄）	112
筑波大学教育学会研究奨励賞規程	116
『筑波教育学研究』投稿規程	117
編集後記	118

学会彙報（平成20年1月～12月）

平成20年1月から12月までの学会の主な事業・活動は以下の通りである。

I. 第6回大会

平成20年3月22日（土）に筑波大学附属中学校を会場として開催された。下記に紹介するように、午前の自由研究には12件の発表があり、午後からは「教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割」というテーマでシンポジウムが開催された。大会参加者は、約50人であった。

なお、大会期間中に理事会（出席者13名）と総会が開催された。

〈自由研究発表〉

第1分科会 司会 滝沢 和彦（大正大学）

1. 教師の成長過程におけるリフレクション経験に関する研究
—ベテラン教師に対するインタビュー調査を通して—
橋迫 珠樹（筑波大学大学院教育研究科院生）
2. 保健体育科教育実習生における反省的な授業実践
—授業の実態を捉える6観点をもとにして—
七澤 朱音（筑波大学附属中学校）
3. L.コールバーグの認知発達アプローチにおける「自己」理論の位置づけ
小林 将太（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生）

第2分科会 司会 大平 典男（筑波大学附属坂戸高等学校）

1. H.フロイデンタルの数学教授論における実存主義の主題
伊藤 伸也（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生）
2. 英語で教える情報の授業の試み
工藤 泰三（筑波大学附属坂戸高等学校）
3. 国語科授業における「話し合い活動」の評価に関する考察
初谷 和行（筑波大学附属坂戸高等学校）

4. 初期生活綴方教育における子ども観

飯田 和明（筑波大学附属中学校）

第3分科会 司会 浅野 信彦（文教大学）

1. 地域のコミュニティ形成における学校の機能に関する研究

—学校法人シュタイナー学園と旧藤野町名倉地区の事例を通して—
上原 喜佐（筑波大学大学院教育研究科院生）

2. 教育委員会の学校に対する支援の現状と課題

—区教育委員会の学力向上施策の事例研究を通して—
田中 洋子（筑波大学大学院教育研究科院生）

3. 高等学校教職員間における「生きた議論」の実態と促進要因に関する研究

谷本 直彦（筑波大学大学院教育研究科院生）

4. 中学生の教師に対する信頼感と教師との関わり経験との関連（2）

○中井 大介（筑波大学大学院人間総合科学研究科院生，日本学術振興会特別研究員）

庄司 一子（筑波大学大学院人間総合科学研究科）

5. 附属坂戸高等学校における平成19年度校外学習の取り組み

—相互交流・高大連携の実践と評価—
奥村 準子（筑波大学附属坂戸高等学校）

◇シンポジウム

『教員免許更新制と大学および大学附属学校の役割』

趣旨説明 : 井田 仁康（筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）

提案者 ・ 国の全体的な状況から
宮内 健二（文部科学省初等中等教育局教職員課教員養成制度企画官）

・ 地域（茨城県）の立場から
白井 誠（茨城大学教育担当副学長・理事）

・ 教員養成系の立場から
葉養 正明（東京学芸大学総合教育科学系教授）

・ 筑波大学の立場から

手打 明敏 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)
コメンテーター：谷川 彰英 (筑波大学副学長・理事)
小林 汎 (筑波大学附属駒場高等学校副校長)
司会 : 井田 仁康 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教授)
木村 範子 (筑波大学大学院人間総合科学研究科講師)

II. 理事選挙の実施

理事の任期が2年を経過するため、「役員選出規程」に従い、浜田博文氏 (筑波大学人間総合科学研究科) を委員長とする選挙管理委員会を組織し、平成20年11月に理事選挙を実施し、10名の理事候補者を選出した。

III. 会員名簿の作成

前回の会員名簿作成より3年が経過したため、全会員の協力を得て情報を収集し、12月に新会員名簿を発行した。

IV. 会報の発行

第13号を6月15日に、第14号を12月15日にそれぞれ発行した。

V. 12月末現在の会員数：326名

筑波大学教育学会会則

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日改正

平成20年3月22日改正

第1条（名称） 本学会は、筑波大学教育学会（The Academic Society for Education of the University of Tsukuba）と称する。

第2条（目的） 本学会は、教育学研究の向上をはかり、会員の研究の交流協力につとめつつ、併せて会員相互の親和連絡を深め、教育文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本学会は、前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

- (1) 年次大会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 研究紀要の発行
- (4) 会報の発行
- (5) 研究奨励賞の選考
- (6) 内外の学会等との交流
- (7) 会員の研究交流
- (8) その他、本学会の目的を達成するのに必要な事業

第4条（会員） 本学会の会員は、次の各号の一に該当する会員で組織する。

- (1) 筑波大学教育学系及び筑波大学附属学校教職員（転・退職教員を含む。）
- (2) 筑波大学大学院修士課程及び博士課程の教育関連専攻もしくはコース等の在学者、修了者及び中退者
- (3) その他、本学会の趣旨に賛同して入会を希望する者

第5条（会費） 本学会の会費は年額4,000円とする。但し、学生会員については

3,000円とする。

第6条（会計年度） 本学会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7条（運営） 本学会に、会務の運営のため、次の役員をおく。

会長 1名、理事 20名、顧問 若干名、幹事 若干名、監査 2名

2 役員は、第4条第1号及び第2号の会員より選出する。

3 役員の選出規程は、別に定める。

4 前項の規程にもかかわらず、会長は、当分の間、教育学系長がこれにあたる。

5 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条（編集委員会） 本学会に研究紀要編集委員会をおく。編集委員会規程については別に定める。

第9条（総会） 本学会は、年1回総会を開き、本学会の重要事項を審議決定する。

第10条（事務局） 本学会の事務局を〒305-8572茨城県つくば市天王台1-1-1筑波大学大学院人間総合科学研究科（教育学系）におく。

附則 本会則は平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において可決された改正については、平成19年3月17日、第7回総会において可決された改正については、平成20年3月22日より施行する。

筑波大学教育学会役員選挙規程

平成14年3月5日制定

平成19年3月17日一部改正

第1款 総則

第1条 筑波大学教育学会会則に定める役員を選出するために、筑波大学教育学

会役員選出規程（以下、規程）を定める。

第2条 理事選挙（会長を除く）は、役員任期の最終年度の9月1日から12月31日までの間に実施する。

第3条 有権者は、当該年度の9月1日までに前年度までの会費を納入している会員とする。

第4条 規程に定めのない事態が生じた場合は、理事会が判断する。

第2款 理事の選出

第5条 理事選出の区分は、次の種類と定数による。

1 会員による投票により選出された理事 10名

2 会長により委嘱された理事 原則として10名

第6条 前条第1号の理事の選出は、全有権者の無記名郵送投票による。

第7条 投票は10名連記とする。

第8条 当選は、得票順とする。

2 同点者の生じた場合は、選挙管理委員会において抽選を行う。

3 理事に欠員の生じた場合は、次点者をもって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第9条 第5条第2号の理事は、投票により選出された理事が確定した後に、会長が委嘱する。

2 会長は、投票により選出された理事の所属・地域等を考慮して10名の理事を委嘱する。

第3款 顧問、幹事、監査の選出

第10条 顧問、幹事、監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4款 選挙管理委員会

第11条 理事の選挙を行うため、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。委員会は、3名の会員をもって構成する。

第12条 委員会の委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

附則 本規程は、平成14年3月5日より施行する。但し、第6回総会において

可決された改正については、平成19年3月17日より施行する。

筑波大学教育学会研究紀要編集委員会規程

- (1) 本学会は、会員の研究発表の場として、機関誌『筑波教育学研究 (Tsukuba Journal of Education Study)』を発行する。発行は、年1回(3月)とする。
- (2) 編集委員会は、理事会の委嘱を受けた委員長及び委員10名によって構成される。委員長及び委員の任期は、2年とする。
- (3) 会員は、投稿の資格を有する。投稿原稿は、原著論文とする。
- (4) 編集委員会は、会員以外の者に原稿を依頼することができる。
- (5) 原稿の採択は、編集委員会での査読と審議を経て、決定する。
- (6) 編集委員会は、掲載予定の原稿について、投稿者との協議を通じて、内容の修正を求めることができる。
- (7) 投稿細則は、別に定める。

筑波大学教育学会研究奨励賞規程

平成20年3月22日制定

第1条（趣旨及び名称） 筑波大学教育学会（以下、本学会）会員の優れた研究を顕彰し本学会機関誌『筑波教育学研究』の水準向上を図るために、「筑波大学教育学会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

第2条（対象論文） 選考対象は、本学会の若手会員が『筑波教育学研究』に発表した研究論文とする。若手会員とは、当該論文が発表された時点で、40歳未満あるいは大学院生であった者のことをいう。

第3条（選考） 賞の選考は、筑波大学教育学会研究奨励賞選考委員会（以下、選考委員会）が行う。

2 賞の選考は、1年間を単位として行う。

3 選考委員長は、選考の経過及び理由を「研究奨励賞選考報告書」にまとめ、会長に報告する。

4 会長は、報告書を理事会に報告し、承認を得るものとする。

第4条（選考委員会） 選考委員会は、理事会から推薦された理事5名（機関誌編集委員長を含む）で構成する。選考委員長は、委員の互選による。

2 選考委員の任期は2年とする。

第5条（授賞点数） 授賞点数は1年間で1点を目安とするが、該当なしであることを妨げない。

2 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

第6条（表彰） 賞の授与は、毎年、年次大会総会において行う。

2 賞は、本賞（賞状）及び副賞（盾）とする。

3 受賞は、当該会員の「受賞のことば」を付して、『会報』に掲載される。

第7条（選考委員会への委任） この規程に定めるもののほか、必要な事項は、選考委員会が決定する。

第8条（規程の改正） 本規程の改正については、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

附記 本規程は平成20年3月22日から施行するものとし、研究奨励賞の選考対象とされるのは『筑波教育学研究』第7号掲載の研究論文からとする。

『筑波教育学研究』投稿規程

1. 投稿者は筑波大学教育学会会員であること。ただし依頼論文についてはこの限りではない。
2. 機関誌への投稿内容は、未刊行のものに限る。
3. 論文の投稿は、原則として、ワードプロセッサを使用し、横書き、A4版用紙1頁あたり40字×30行で作成し、注および引用文献を含めて16,000字（400字詰め原稿用紙40枚相当）程度とする。欧文の場合は注および引用文献を含めて6,000語程度とする。
4. 原稿の締め切りは9月末日とする。
5. 論文には邦文タイトルと英文タイトルを付記するとともに、邦文による400字程度のサマリーを付す。
6. 投稿にあたっては、原稿3部、およびMS-DOSテキストファイルに変換したフロッピー1部を送付するものとする。原稿およびフロッピーは原則として返還しない。なお、原稿には①原稿の種類（研究論文、実践報告、研究ノートなど）、②邦文タイトル、③英文タイトルのみを明記し、著者名など著者が特定できるような情報は記さないものとする。
7. 研究論文とは別に、研究ノート、実践報告の投稿も受け付ける。その際、規定3-6項に準拠する。
8. 凶版等で特定の費用を要する場合、執筆者に負担させることがある。
9. 原稿は、氏名（ふりがな、および英文表記）、所属（ふりがな、および英文表記）、自宅住所（郵便番号、電話番号）、利用可能な場合、ファックス番号、メールアドレスを付記して、下記に送付するものとする。

記

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学教育学系内

筑波大学教育学会編集委員会

編集長（ ）宛

編集後記

『筑波教育学研究』第7号が完成しましたので、ここにお届けいたします。今号には3編の投稿論文があり、厳正な審査と必要に応じた修正をへて、2編の論文を掲載することになりました。投稿論文は少なめでしたが、今号からあらたに年次大会での公開シンポジウムの記録を掲載することとなり、さらなる誌面の充実を図ることができました。掲載にいたるまで難航した面もありましたが、このような形でシンポジウムのエッセンスをひろく会員の皆さまにお伝えできることを、編集委員一同よろこんでおります。そのほかには、研究動向1編、書評2編、図書紹介4編、という構成になりました。学校と教育の今日的課題をめぐって、それぞれの専門分野からの鋭利な応答が開示されております。

投稿に関して、あらためて編集委員会からお願いしたいことがあります。それはいうまでもないことですが、本誌の投稿規程を厳守していただきたいということです。投稿規程が守られていない場合、たとえば大幅な字数超過があるような場合には、内容如何にかかわらず、残念ながらそれだけで不採択となってしまいます。投稿規程は投稿者が守るべきルールですので、十分ご注意ください。よう、かさねてお願いいたします。

「筑波大学教育学会研究奨励賞」が設けられ、「若手会員」の本誌論文が対象となることになりました。「若手会員」のエンカレッジと本誌のさらなる水準向上につながってほしいと思います。その一方で個人的には、この「大学」を冠した「学会」の存在意義は、陰に陽に問われつづけていると思います。草創期を脱して、「学会」としての体制は整ってきていますが、そのことはヴェーバーのいう、組織としての官僚制化を意味します。しかも、大学という官僚制機構と不可分に結びついて。ここは個人的な見解を開陳する場ではありませんが、一研究者として周囲の状況をも見渡しなが、学問にとってなにか大切なものが見失われているか、疑問もまた禁じえません。「学会」栄えて「学問」滅ぶとならないよう、少なくともオープンな自己批判が必要と考えます。

今号においても、編集関係者および学会関係者のご協力により、完成に漕ぎつくることができましたことを、さいごに申しそえます。

(平田諭治)

筑波大学教育学会編集委員会

編集委員会委員長

庄司 一子 (筑波大学)
(ichiko@human.tsukuba.ac.jp)

編集委員会

秋川 陽一 (倉敷市立短期大学)
上谷順三郎 (鹿児島大学)
岡部 善平 (小樽商科大学)
唐木 清志 (筑波大学)
窪田 眞二 (筑波大学)
田中 統治 (筑波大学)
鶴岡 義彦 (千葉大学)
羽根田秀実 (北海道教育大学)
平田 諭治 (筑波大学)

編集幹事

中井 大介 (日本学術振興会)

筑波教育学研究 第7号

2009年3月10日 発行

編集・発行 筑波大学教育学会
〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1
印刷 株式会社いなもと印刷
電話 029(826)1221
